

特約保険料例 (月払・口座振替扱) 特約保険期間：終身 特約保険金額：100,000米ドルの場合 (2020年8月3日現在)

■米ドル建終身保険 (低解約返戻金型) に付加した場合					■米ドル建介護保障付終身保険 (低解約返戻金型) に付加した場合												
特約保険料払込期間	男性				女性				特約保険料払込期間	男性				女性			
	契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)					契約年齢(被保険者)				契約年齢(被保険者)			
60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳満了	20歳	30歳	40歳	50歳	20歳	30歳	40歳	50歳
	134.50	195.30	322.50	692.70	128.00	186.40	301.30	621.70		134.60	195.50	322.80	693.30	128.20	186.60	301.60	622.40

この特約の保険料は、2020年8月3日現在における予定利率(年2.5%)およびその他当社所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この特約に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

*米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランは、所定の身体障害状態に加え、介護保険金を受取られた場合にも以後の保険料のお払込みが免除になるため、この特約を米ドル建終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合と米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プランに付加した場合とで特約保険料が異なります。

くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

がん*1	がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。) 対象：がん(悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
急性心筋梗塞*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象：虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
脳卒中*2	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき 対象：脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

*1 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

*2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象となります。
* 癌の進行度を示す指標*3においてステージ0(0期)の病期分類となっている疾病は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。
*3 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

特約の消滅について

●特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

低解約返戻金期間中の解約返戻金額について

●この特約は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
●保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円受取る場合には、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の米ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることになります。
●保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この特約を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。

高額割引制度について

●ご契約の保険金額が20万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

●この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
●この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。
●被保険者が受取る特約特定疾病保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として、非課税になります。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2020年7月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

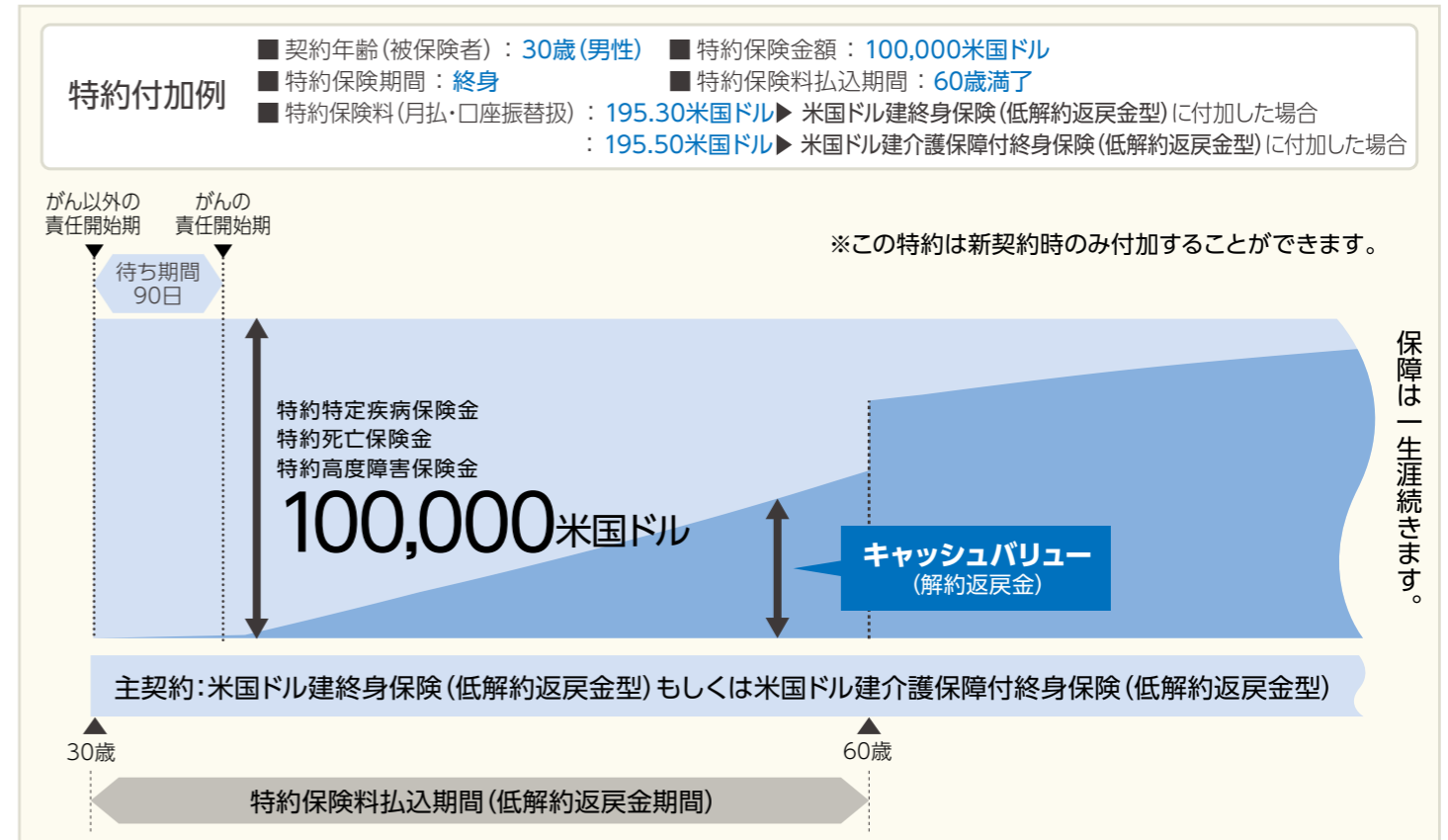
必ずご確認ください

当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」や「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ジブラルタ生命保険株式会社
 本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10
 コールセンター **0120-37-2269** (通話料無料)
 ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

ジブラルタ生命の米ドル建特定疾病保障終身保険特約 (低解約返戻金型) [無配当]

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときに、保険金をお受取りいただける特約です。



- この特約は**米ドル建**です。
※この特約には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円でのお払込みになります。
- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)*1になられたときに、**特約特定疾病保険金**をお受取りいただけます。
お受取りいただける特約特定疾病保険金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などの経済的負担を軽減することができます。
*1 がんについては、この特約の責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日が保障の開始日(がんの責任開始期)となる等、特約特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。詳細は、裏表紙の「くわしくは…」を必ずご確認ください。
- 死亡や高度障害状態も保障します。
死亡または高度障害状態になられたときは、原因が「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」でなくても、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお受取りいただけます。
- 低解約返戻金型なので、保険料が割安です。
特約保険料払込期間中の解約返戻金を、低解約返戻金型としなかった場合の70%とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。
- 主契約*2の保険料のお払込みが免除になった場合、以後の**この特約の保険料のお払込みも免除**になります。
*2 この特約を付加できるのは「米ドル建終身保険(低解約返戻金型)」もしくは「米ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)介護保障50%プラン」です。

ご検討にあたってご確認ください。裏表紙の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。

ご注意ください

この特約には、**為替リスク**および**お客さまにご負担いただく費用**があります。
詳しくは中面をご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク等やご契約にかかる費用について、動画でご確認いただけます。

ご注意ください



為替リスクについて

この特約は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた既払込保険料総額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- この特約にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で特約保険料等をお申込みいただく場合の為替レートと円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれております。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

「円」でお取扱いする際の注意事項

●この特約を円でお取扱いする際、米国ドルを円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づき日々当社が設定するものです。
※例示の保険料等は、いずれも、この特約を米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合の金額です。

1 特約保険料は「円」でお払込みいただけます(円換算払込特約)

お払込みのたびに毎回変動(増減)します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、 保険料は毎回増減します。	例) 毎月の払込保険料 195.30 米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時	13,671円
			1米国ドル=100円の時	19,530円
		円安	1米国ドル=130円の時	25,389円

2 「円」で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合(円換算支払特約)

お受取金額は変動します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、 保険金額は増減します。	例) 保険金額 100,000 米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時	7,000,000円
			1米国ドル=100円の時	10,000,000円
		円安	1米国ドル=130円の時	13,000,000円

当社所定の為替レートの変動に応じて、 解約返戻金額は増減します。	例) 70歳で解約した場合の 解約返戻金額 82,230 米国ドル	円高	1米国ドル= 70円の時	5,756,100円
			1米国ドル=100円の時	8,223,000円
		円安	1米国ドル=130円の時	10,689,900円

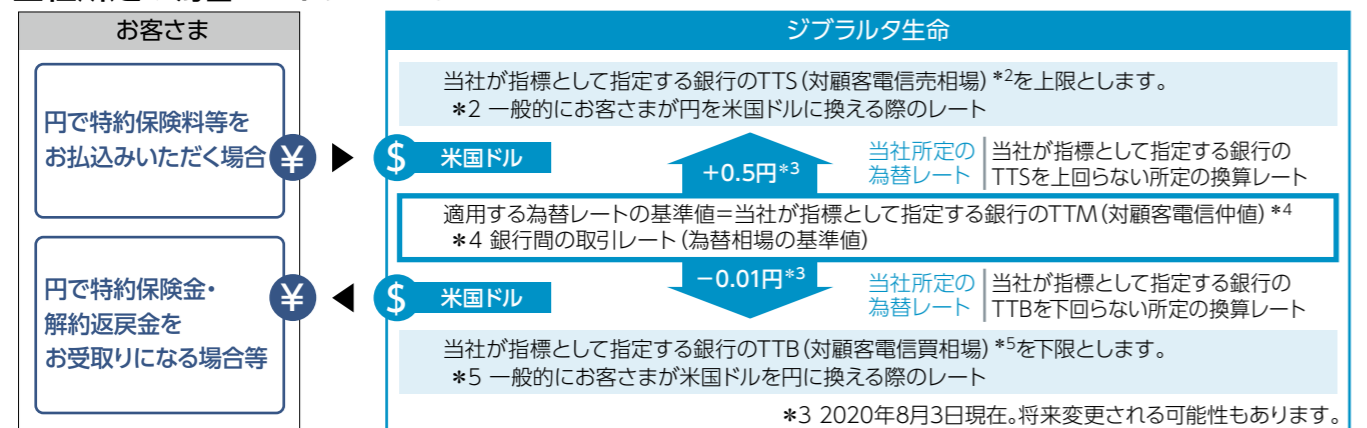
3 「円」で貸付金の返済をする場合(円換算貸付特約)

返済金額は変動します。

当社所定の為替レートの変動に応じて、 返済する金額は増減します。	例) 貸付金額 5,000米国ドル 貸付を受ける時 1米国ドル=100円 500,000 円	1年後、返済する時に 返済金額 5,175米国ドル*1		
		円高	1米国ドル= 70円の時	362,250円
			1米国ドル=100円の時	517,500円
	円安	1米国ドル=130円の時	672,750円	

*1 2020年8月3日現在の当社所定の利率で計算しており、将来変更される可能性もあります。

当社所定の為替レートについて



※当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。また、TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
 ※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

ご注意ください



ご契約にかかる費用について

- 保険関係費用
お申込みいただく特約保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金などで運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢などによって異なるため、一律には記載できません。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用
【円で特約保険料等をお払込みいただく場合の費用】
・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円*/1米国ドル)が含まれております。
【円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
・当社所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円*/1米国ドル)が含まれております。
【米国ドルで特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
・お取扱いの金融機関により、当社が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)
- 特約保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*を年金支払日の年金原資から控除します。
※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。
* 2020年8月3日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

■この特約を「円」でお取扱いする場合の為替レートについて

毎営業日の当日午前0時に公開します。

●コールセンター
受付時間 平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

●インターネット(ホームページ)
<https://www.gib-life.co.jp/>

0120-37-2269 (通話料無料)

付加特約	対象	換算の基準となる日	適用する為替レート
円換算払込特約	●第1回の特約保険料	特約保険料払込日(着金日)の前日	円で特約保険料等をお払込みいただく場合の為替レート
	●第2回以後の特約保険料	特約保険料払込日の属する月の前月末日	
円換算支払特約	●特約特定疾病保険金	所定の必要書類を当社にて受理した日の前日	円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	●特約死亡保険金		
	●特約高度障害保険金		
	●特約の解約返戻金		
	●保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払		
●保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日		
円換算貸付特約	●リビング・ニーズ特約による特約保険金	所定の必要書類を当社にて受理した日の前日	円で特約保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	●死亡保険金即日支払サービスによる特約死亡保険金	所定の必要書類を当社の本社にて受理した日の前日	
	●契約者貸付	借入れ 返済	
●自動振替貸付の返済	返済日の前日		

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※詳しくは左記「当社所定の為替レートについて」をご覧ください。